

## 市町村こども計画について

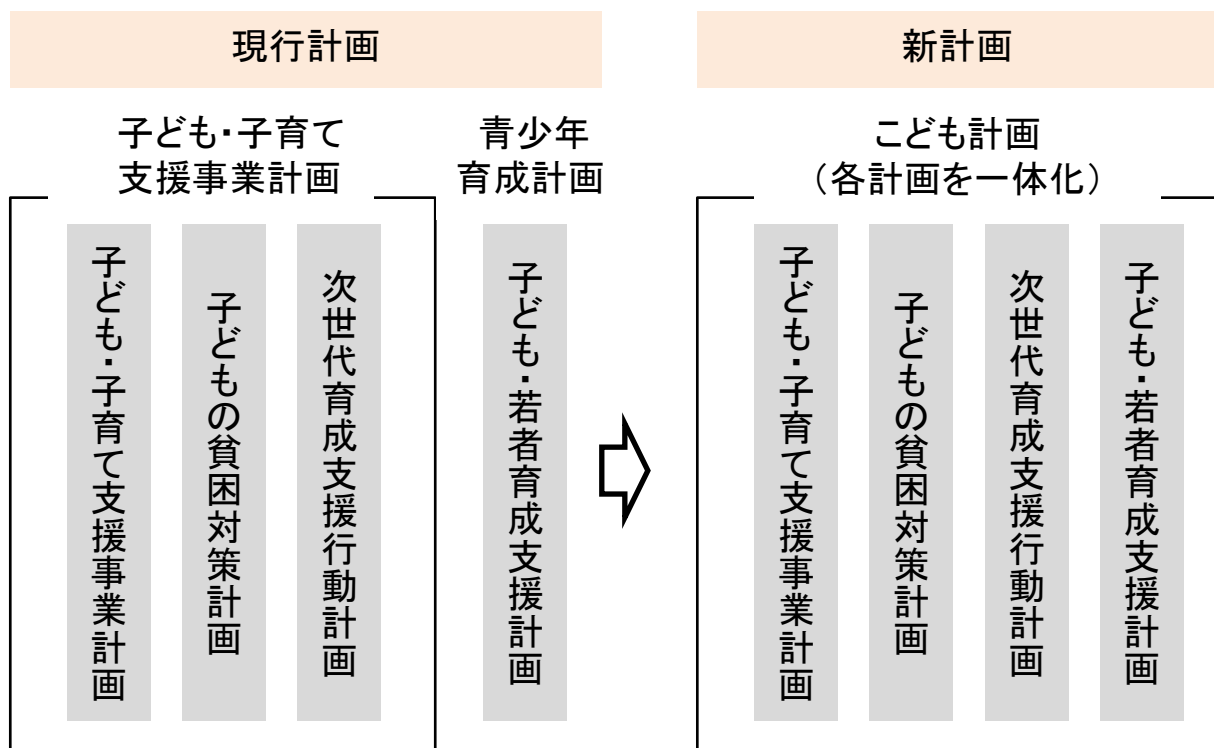
### 1. こども基本法における「市町村こども計画」について

- 都道府県は、「こども大綱」を勘案し、「都道府県こども計画」を、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとする。
- 都道府県・市町村こども計画は、「子ども・若者育成支援計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等と一体のものとして作成することができる。

(こども基本法第10条)

### 2. 市の作成方針について

- 「子ども・若者育成支援計画(青少年育成計画)」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」の4計画を一体化し、「こども計画」として位置づけ予定。



新計画は各こども施策に関する計画を内包した一体のものとして作成し、こども施策を総合的に推進